

議事要旨(3) 財務諸表表示専門委員会における検討状況について

冒頭、新井常勤委員（専門委員長）から、「包括利益の表示に関する会計基準（案）及び関連基準等の改正」の公開草案について受領したコメントの概要と対応案を審議事項とすることが説明された。引き続き、荻原主任研究員より審議事項（３）－１、（３）－２に基づき、公開草案に対するコメントの概要と対応案に関する説明がなされた。説明の後、委員からの主な発言等は、以下のとおりであった。

- ・ 個別財務諸表への適用に関する作成者の反論は検討すべきだが、同時適用の方が混乱しないため連結・個別同時適用がよい旨の意見があった。また、個別財務諸表の実務負担がある、会社法・税法への影響がある、連結先行のコンセンサスがない、といった各コメントの趣旨を知りたいとの質問があった。これに対して事務局からは、包括利益の表示は個別財務諸表でも株主資本等変動計算書ですでに開示されている情報であり、会社法での分配可能額や現行の課税所得の算定には影響ないと考えているが、作成者サイドの意見を聞いてみたいとの回答があった。
- ・ 個別財務諸表への適用は慎重にすべきであること、第3四半期決算作業時期での１ヵ月というコメント期間は短いこと、個別財務諸表にも新しい基準を適用することの市場関係者全体のコンセンサスはまだないこと、注記事項もシステム対応の可能性があるのではないという意見があった。これに対して事務局からは、今後のコメント募集期間については作成者サイドの決算作業へもより配慮すること、組替調整の開示のためのデータ収集にどの程度の実務的な負担が生じるのか確認したいと考えている旨の回答があった。
- ・ 個別財務諸表には当面適用せず連結財務諸表のみ適用とすべきであること、再来年度の期首から適用とすべきという意見があった。これに対して事務局からは、注記情報の収集が大変であれば、注記情報のみ１期間遅らせることも視野に入れて検討する旨の回答があった。
- ・ 個別財務諸表への適用に関して意見が多い点はしっかり検討していく必要があること、コメント期間の配慮は必要であること、２計算書を原則とする意見に賛成であるという意見があった。また、非上場会社への適用検討は本基準では対応しないという意味かとの質問があった。これに対して事務局からは、今まで上場会社と非上場会社とに分けた会計基準の開発は従来から行っておらず、今後の非上場会社の会計基準の在り方の検討を踏まえて、非上場会社への適用は検討されることになると考えている旨の回答があった。
- ・ 個別財務諸表への適用のどこがネックになるか理解できないため、具体的に難しい点を出した上での議論が必要である旨の意見があった。これに対して別の委員からは、データとしては今でも把握できるが、リサイクルの有無等も含めて将来の日本の会計

基準の在り方や考え方に関わるため、時間をかけた議論が必要との意見があった。

- 個別財務諸表に本当に必要であるか納得感のあるコンセンサスがないのではないか、財務諸表の根本に関わる問題であり、システム変更の可能性もあるならば、個別財務諸表への適用が難しいことについて、もう少し意見を聞いてみる必要がある旨の意見があった。

以 上